

山梨県デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部
令和2年度第1回本部会議

日 時：令和2年11月19日（木）

庁議終了後

場 所：別館3階正庁

1 開 会

2 本部長挨拶

3 議 事

- (1) デジタルトランスフォーメーション（DX）推進のための基本計画の策定について

4 閉 会

(令和2年11月19日 山梨県デジタルトランスフォーメーション(DX)推進本部)

部等名 総務部

件名	デジタルトランスフォーメーション(DX)推進のための基本計画の策定について
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 国では、デジタル庁を創設し、強靱なデジタル社会の実現に向けた取組を加速することとし、本年中に「自治体DX推進計画」を策定し、地方公共団体の取組を明示する方針。○ 本県でも、こうした国の動きに併せて、又は、国に先行する形で、行政のデジタル化を進めていく必要がある。○ また、行政分野だけでなく、健康・医療・介護、観光、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動などの政策分野ごとに、デジタル技術を活用した各種施策等を展開していく必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 国のデジタル化の動き等に対応していくため、山梨県デジタルトランスフォーメーション(DX)推進本部を設置する。(資料1)○ 本県におけるデジタルトランスフォーメーションを進めていくため、令和2年3月に策定した山梨県ICT・データ活用推進計画を改定し、DX推進のための新たな計画を策定する。(資料2)○ デジタルトランスフォーメーションは、社会のあらゆる分野が関係してくるため、計画策定にあたって、各部局において、取組方針の検討をお願いしたい。(資料3)

山梨県デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部設置要綱

（設置）

第 1 条 山梨県におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 本部は、本部会議及び調整会議をもって構成する。

（本部の構成）

第 3 条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は総務部長をもって充てる。

（本部会議）

第 4 条 本部会議は、次の事項を協議する。

- （1）デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関する事。
- （2）DXに係る施策の総合調整に関する事。
- （3）第 5 世代移動通信システム（5G）などの情報通信技術の活用に関する事。
- （4）その他必要と認められる事項に関する事。

2 本部会議の構成員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

（調整会議）

第 5 条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）本部会議から指示された事項の調査・検討に関する事。
- （2）DXに係る施策・事業の調整に関する事。

2 調整会議の構成員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 調整会議に座長を置き、総務部理事をもって充てる。

4 調整会議は、座長が関係する構成員を招集し、掌理する。

（部会）

第 6 条 本部会議の下部組織として、各部局にDX推進部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次に掲げる事項を行う。

- （1）各部局内におけるDXの推進及び進捗管理に関する事。
- （2）その他、各部局内においてDXを推進するために必要な事項に関する事。

3 部会は、別表 2 に掲げる各部局次長等及び当該部局内の各所属長等をもって組織する。

4 部会長には各部局次長等をもって充てる。

- 5 各部局内における内部統制の円滑な実施を図るため、各部局にDX部局推進員を置く。
- 6 DX推進員は部会長が指名し、部会長を補助する。

(専門部会)

第7条 特別な事項又は専門的な事項を調査・検討するため、本部会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員、職務その他必要な事項は、本部会議において定める。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、総務部行政経営管理課及び情報政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月19日から施行する。
- 2 山梨県情報化推進本部設置要綱及び山梨県第5世代移動通信システム（5G）推進本部設置要綱は廃止する。

別表1（本部会議）

本 部 長	知 事
本部長代理	副 知 事
副 本 部 長	総務部長
本 部 員	公営企業管理者、教育長、警察本部長、知事政策補佐官、知事秘書監、知事政策局長、スポーツ振興局長、県民生活部長、リニア交通局長、防災局長、福祉保健部長、子育て支援局長、森林環境部長、産業労働部長、観光文化部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長

別表2（調整会議）

座 長	総務部理事
構 成 員	知事政策局次長、スポーツ振興局次長、県民生活部次長、リニア交通局長次長、防災局長次長、福祉保健部次長、子育て支援局長次長、森林環境部次長、企業局長、産業労働部次長、観光文化部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局長次長、教育次長、警察本部警務部参事官 (次長が複数置かれている部等の次長にあつては、当該部等の部長等があらかじめ指定する者をもって充てる)

デジタルトランスフォーメーション（DX）推進のための

基本計画の策定

国のデジタル化に向けた動きに対応し、本県におけるデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を進めていくため、令和2年3月に策定した山梨県ICT・データ活用推進計画を改定し、DX推進のための新たな計画を策定する。

1 基本計画策定の趣旨

- デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、速やかに取り組むべき事項と長期的な視点から取り組んでいくべき事項があり、その対象とする分野についても非常に広範にわたる。
- また、DXによる社会経済への影響は広範囲にわたり、分野によっては県民や県内事業者に直接影響を与えることが想定される。
- そのため、DX推進に当たって、目指すべき姿や取り組みの内容などについて、県民や県内事業者等と共有するため、基本計画を策定する。

2 計画の性格と構成

- 県政運営の基本指針となる「山梨県総合計画」におけるICTやデータ活用等を含めたDXに係る部門計画とする。
- また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第1項に規定する官民データ活用推進計画としても位置づける。
- 計画は概ね次の内容により構成する。
 - 1 計画策定の背景と目的
 - 2 DXで目指す本県の姿
 - ・ 基本的な考え方
 - ・ 主な政策分野
 - 3 施策の基本的な方針
 - 4 個別施策

3 基本計画の策定方法

(1) 庁内推進体制

- 山梨県デジタルトランスフォーメーション（DX）推進本部設置要綱の規定に基づき、本部会議、調整会議及び部会を設置し、全庁的な体制で基本計画策定に取り組む。

(2) 県民等の意見の反映

- 県民等の意見・提言を反映させるため、計画の策定過程において、有識者等から意見を聴取するとともに、県民意見提出制度実施要綱の規定に基づくパブリックコメントを実施する。

4 今後の予定（案）

令和2年 11月 推進本部

- ・基本計画の策定について
調整会議
- ・各部局で策定する取組方針について

令和3年 2月 調整会議

- ・基本計画の骨子について
- ・各部局の取組方針とりまとめ
有識者への意見徴収
パブリックコメント

3月 推進本部

- ・基本計画の決定

部局ごとのDX推進に係る取組方針で定めるべき事項

1 目指す姿

目指すべきところを、部局ごとに明確化して共有

(参考)DXの定義

- デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(H30.12 経済産業省)
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会ニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること
- これを地方行政に当てはめると
地方行政が社会情勢や経済状況の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、住民ニーズや地域課題を基に、行政サービスを変革するとともに、行政事務そのものや、組織、プロセス、行政組織の文化・風土を変革し、住民本位の行政の推進や公共の福祉の増進を図ること
- もう少し平易にすると
デジタル技術を活用して、既存制度の抜本的な見直しや行政改革を推進し、住民サービスの向上を図ること

2 政策分野における取組

- 既に取り組を進めているもの
- 令和3年度当初予算で取組を検討しているもの
- 国の概算要求を元に取り組を検討しているもの
- 2～3年後の取組に向けて調査、情報収集しているもの
- その他（既定予算等で対応するもの）

3 各政策分野における取組の基盤となる事項

(県民サービスの向上)

- 国と連動したマイナンバーカードの普及と活用
 - ・国の動きに併せて、業界団体への働きかけの実施
 - ・マイナンバーカードの利活用の取組
- 行政手続きのオンライン化の徹底
(文書とオンラインによる手続きの二重化)

(行政事務の効率化)

- A I・R P A等の活用を含めた業務プロセスの見直し
- W e b会議の活用とペーパーレス化などへの取組

(データの効果的な利活用)

- 保有するデータの棚卸しとデータセットの標準化
- オープンデータの推進（データの迅速な公開と活用）